

令和8年 足利市大雨災害について(情報)

令和8年7月17日(金)の大雨の影響により県内各地で被害が発生しています。
被害にあわれた方に心よりお見舞い申し上げます。

足利市社会福祉協議会では、令和8年7月19日(日)に「足利市災害ボランティアセンター」を設置しました。

災害ボランティアセンターの詳細は、下記ホームページ及びフェイスブックをご確認ください。

- [栃木県社協 Facebook](#)
- [足利市社会福祉協議会ホームページ](#)
- [足利市社会福祉協議会の公式フェイスブック](#)



栃木県社協 FB



足利市社協 HP



足利市社協 FB

《災害ボランティア活動のご案内》

災害ボランティア活動を希望される方は、専用フォームから、お申込みください。

※ご自身で選択していただいた日程にお越しください。

(災害ボランティアセンターから申込確定等の案内はしておりません)

[災害ボランティア申込フォーム【募集中】](#) | [足利市社会福祉協議会](#) →



受付時間:午前8時30分～9時00分

活動時間:午前9時30分～午後2時30分(予定)

※当日の天候により活動終了時間が変更になる可能性があります。(当日判断)

集合場所:足利市総合福祉センター(足利市東砂原後町 1072 番地)

駐 車 場:元足利市勤労青少年ホーム(足利市東砂原後町 1068-1)

元学町緑地(総合福祉センター南側)

市民会館跡地(足利高校東側)

持 ち 物:飲み物、昼食、長靴、手袋、マスク

保 険:ボランティア活動保険は必ず事前にご加入ください。

※当日の加入は、手続きに時間がかかる場合もあります。

- そ の 他：・軽トラックをお持ちの方は、可能な限り軽トラックでお越しください
ますようお願いいたします。
- ・大変暑い中での活動となりますので、熱中症対策を十分に行って
いただきますようお願いいたします。

駐車場図(駐車場によって利用不可日があります)



駐車場 QR

[駐車場利用不可日一覧](#) →



《ボランティア活動保険加入のお申し込みについて》

災害ボランティア活動に参加される方は、活動中のケガや事故に備えるため、「ボランティア活動保険」への加入が必要です。被災地での活動は、通常のボランティア活動に比べて危険を伴う場面が多くあります。ご自身とご家族の安心のため、必ず事前に参加したうえでご参加ください。

※プランは「天災・地震補償プラン」をお選びください。

◆加入方法について

①お住まいの市区町村社会福祉協議会の窓口

お住まいの地域の社会福祉協議会の窓口でもお申込みいただけます。補償内容等については、サイト内のパンフレットをご確認ください。

②インターネットからのお申込み下記専用ページよりお申し込みが可能です。

なお、下記のとおり注意事項がございますので、あらかじめご確認のうえ、ご加入ください。

- ・ 加入者証は「受付完了メール」となります。現地の受付で提示を求められた場合は、スマートフォン等で受信メールをご提示ください。
- ・ 保険料のお支払いには、ご本人名義のクレジットカードが必要です。
(VISA・Master・JCB がご利用いただけます)
- ・ 保険は即時適用となるため、キャンセル・保険料の返金はありません。お申込み内容をよくご確認ください。
- ・ 補償期間は、お手続きをされた年度末(令和 9 年 3 月末)までです。期間中は追加のお申込みなしに、複数の場所で活動いただけます。
- ・ すでに令和 8 年度の天災プランに加入されている方は、重ねてのお申込みは不要です。

▶ [ボランティア活動保険 WEB 加入のお申込みはこちら](#) →



《災害ボランティア車両 高速道路通行証明書について》

令和 8 年 7 月 17 日(金)の大雨被害に伴い、災害ボランティア活動のために高速道路を利用される方を対象に、高速道路料金の無料措置が実施されています。

ご利用には「災害ボランティア車両 高速道路通行証明書」が必要です。以下をよくご確認ください。

◆対象期間

令和 8 年 7 月 24 日(金)～ 9 月 30 日(水)

◆対象となる方

足利市災害ボランティアセンターを通じて、災害ボランティア活動に自家用車等で参加される方

◆証明書の入手方法

証明書は、下記の専用システムからご自身で発行(印刷)していただきます。往路用・復路用の 2 枚が必要です。

▶ [災害ボランティア車両 高速道路通行証明書 発行サイト](#) →



◆活動当日の手続き(重要)

- ・ 復路(お帰り)用の証明書には、災害ボランティアセンターの窓口で「活動確認印」と「活動確認日」の記入を受けてください。
- ・ 確認印・確認日のいずれかが無い場合、無料措置は適用されません。活動の最終日に、必ず窓口でお手続きください。
- ・ 復路証明書の有効期限は、活動確認日の翌々日までです。(例:活動確認日が 16 日の場合、18 日まで有効)

◆料金所での通行方法

- 料金所は、「一般」または「サポート」と表示されたレーンを通行し、証明書を提出ください。ETC 専用レーンは利用できません。
- 誤って ETC・現金・クレジットカードでお支払いされた場合、返金はできません。
- 証明書をお持ちでない場合、無料措置は適用されません(後日のご提出もできません)。必ず事前に発行・ご持参ください。
- スマートインターチェンジ(無人料金所)は対象外です。

◆詳細・お問い合わせ

補償内容や手続きの詳細については、[「災害ボランティア車両 高速道路通行証明書」Q&A\(PDF\)](#)をご確認ください。

ご不明な点は、上記システム内のご案内へお問い合わせください。

《足利市災害ボランティアセンターへの寄附金のお願い》

足利市社会福祉協議会では、被災された方々への支援活動を継続するため、災害ボランティアセンターの運営等にかかる寄附金を受け付けています。皆様の温かいご支援をお願いいたします。

◆お手続きの流れ

寄附をお寄せいただく際は、はじめに受付フォームからお申し込みのうえ、お振込みください。

※領収書の発行・郵送のため、受付フォームへのご入力が必要です。お申し込みがない場合、領収書をお送りできません。

① まず「受付フォーム」からお申し込みください

▶ [寄附金 受付フォームはこちら](#)

→



② お振込先について

お振込先の口座情報は、下記の足利市社会福祉協議会の公式ページよりご確認ください。

▶ [足利市社会福祉協議会「寄附金のお願い」\(お振込先の確認はこちら\)](#)→



※振込手数料は、恐れ入りますがご負担くださいますようお願いいたします。

◆受付期間

令和 8 年 7 月 27 日(月)から当面の間

◆寄附金の使途

足利市災害ボランティアセンターの運営および災害支援活動に必要な費用に
充てさせていただきます。

◆お問い合わせ

社会福祉法人 足利市社会福祉協議会(事務局)

〒326-0064 栃木県足利市東砂原後町 1072 番地

☎ 0284-44-0322